

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合があります。

また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

※事業所の移転や加算の有無に係る届出に伴い、他に必要書類がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合のみ必要な書類  
●印は、加算取得（減算解除含む）の場合に必要な書類（加算取下げの場合は不要）

変更があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算				休止	再開	廃止															
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の建物・区画等	管理者に関する変更	サービスの一部委託	オペレーションサービスの集約化	事業所の名称	事業所の所在地	従業員の所在地	夜間対応型の実施	通常の実施地域	訪問看護事業所連携	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ	特別管理型加算	ターミナルケア加算	総合マネジメント体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	口腔連携強化加算	Ⅲサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅳサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅴサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅵサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅶサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅷサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅷサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅷサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅷサービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ					
変更届出書（様式第2号(4)）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
付表（付表第2号(1)）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	○																																	
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式8-1-2及び8-2(別紙①含む)）	○注1																																	
事業所一覧（参考様式62）	○	○																																
代表者情報（参考様式61）	△																																	
運営規程の新旧対照表（参考様式63）	△			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
運営規程（作成例あり）	△			△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
賃貸借契約書の写し または 建物の登記事項証明書（法人あるいは自己所有の場合） ※3ヶ月以内に発行された原本			○注2						○																									
平面図（参考様式4）※区画変更の場合は変更前も添付									○																									
主要な場所の写真（参考様式32）			○						○																									
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-12） ※変更日から4週間分				○注3 注4																														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の一部委託に係る届出書（参考様式66）				○																														
定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の集約化に係る届出書（参考様式67）					○																													
委託化・集約化に関する契約書の写し				●	●																													
資格者証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の写しなど確認ができる書類も添付																																		
経歴書（参考様式2）																																		
その他基準省令確認書類（参考様式46）※注9																																		
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 （加算参考様式1-2）																																		
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算参考様式2-3） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載																																		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問看護の連携に係る届出書 （加算参考様式11-1(1)）																																		
委託契約書等の連携を証する書類の写し																																		
虐待防止のための指針																																		
感染症及び非常災害の業務継続計画																																		
緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（加算参考様式12）																																		
総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 （加算参考様式41）																																		
認知症専門ケア加算に係る届出書（加算参考様式9）																																		
研修修了証等の写し																																		
口腔連携強化加算に関する届出書（加算参考様式23）																																		
サービス提供体制強化加算に関する届出書 （加算参考様式10-1）																																		
休止届出書（様式第2号(5)）																																		
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・職員の募集広告等																																		
再開届出書（様式第2号(6)）																																		
廃止届出書（様式第2号(5)）																																		
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・指定（更新）通知書の原本																																		
業務管理体制にかかわる届出書 ※名古屋市中に届出している事業者のみ	○注8	○注8																																

- ★1 委託化については、委託する事業所は、届出が必要です。（受託する場合は不要です。）  
集約化については、集約する側の事業所も、集約される側の事業所も、いずれも必要です。
- ★2 変更届のご提出前に事前相談が必要です。  
なお、委託化・集約化については、いずれも変更届のご提出前に（介護保険課への）事前相談が必要で、変更届のご提出は、変更日は新規請求と同様、必ず毎月1日となります。変更届のご提出は、変更月の前々月の10日までにお願いします。
- ★3 運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載しており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特別措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
- ★4 過去に補助金を受けている場合は事前相談が必要です。休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注1 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。  
 注2 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。  
 注3 兼務関係の変更も届出が必要です。  
 注4 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。  
 注5 経歴書の添付は、看護師・介護福祉士の資格がない者がサービス提供責任者として1年以上従事したことを持ってオペレーター業務に就く場合に限りです。  
 注6 サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。なお、当該計算書の様式については、NAGOYAかいごネットに掲載しておりますのでご利用ください。  
 注7 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいごネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せて提出してください。  
 注8 NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。  
 注9 その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。